

令和元年度

松山市国民健康保険運営協議会

説明資料

令和元年10月3日

目 次

松山市からの諮問	・ ・ ・ ・ ・	1
国保改革とその背景	・ ・ ・ ・ ・	2
愛媛県国民健康保険運営方針	・ ・ ・ ・ ・	3
改革（都道府県単位化）後の国保運営	・ ・ ・ ・ ・	4
赤字削減・解消計画の策定等	・ ・ ・ ・ ・	5
決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入	・ ・ ・ ・ ・	6
保険料の軽減の状況と対象世帯への影響	・ ・ ・ ・ ・	7
後期高齢者医療の軽減特例の見直し	・ ・ ・ ・ ・	8
国民健康保険料の計算方法	・ ・ ・ ・ ・	9
保険料の軽減の特例見直しのモデルケース	・ ・ ・ ・ ・	10
県内市町の保険料ランキング	・ ・ ・ ・ ・	11
中核市の保険料ランキング	・ ・ ・ ・ ・	12
消費税率引上げに伴う社会保障の充実	・ ・ ・ ・ ・	13

国民健康保険料の軽減の特例について（諮問）

このことについて、下記のとおり改定したいので、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険料の軽減の特例の改定について

(1) 改定の内容

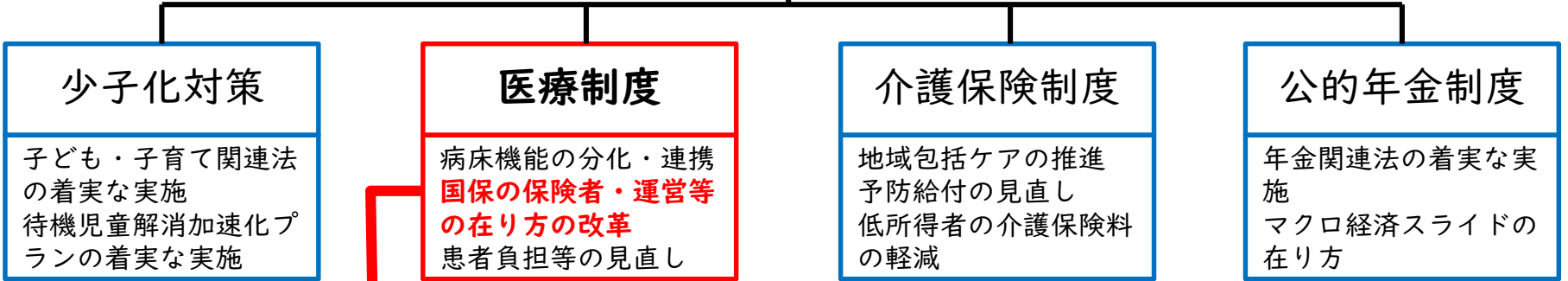
保険料法定軽減（7割・5割）世帯に対する市独自の軽減上乗せ措置について、令和2年度は、従前の1割上乗せを0.5割上乗せに改めて実施する。また、令和3年度以降、市独自の軽減上乗せ措置は実施しない。

(2) 改定の経緯

愛媛県国民健康保険運営方針に基づき、決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入の解消を図るため、本市独自に実施している保険料の法定軽減の上乗せ措置を令和2年度と3年度で段階的に廃止する。

社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するもの

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年成立)



少子化対策

子ども・子育て関連法の着実な実施
待機児童解消加速化プランの着実な実施

医療制度

病床機能の分化・連携
国保の保険者・運営等の在り方の改革
患者負担等の見直し

介護保険制度

地域包括ケアの推進
予防給付の見直し
低所得者の介護保険料の軽減

公的年金制度

年金関連法の着実な実施
マクロ経済スライドの在り方

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年成立)

国保の安定化 (国保改革)

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化
- 都道府県が、都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う
- 都道府県が財政運営の責任主体となり**、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**

後期高齢者支援金

被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施

負担の公平化等

入院時食事代の引上げ、紹介状なしの大病院受診の定額負担の導入、標準報酬月額引上げ

その他

協会けんぽ・国保組合の国庫補助率の見直し、医療費適正化計画の見直し

平成30年度から、都道府県も国保の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い、国保法第82条の2に基づき、都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、「国保運営方針」を定めるものとされた。

市町特別会計の在り方（第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し 3 財政運営の基本的な考え方（1））

市町の国保特別会計を安定的に運営していくためには、国保が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入や繰上充用を行うことなく、必要な支出を保険料や国・県の負担金などで確実にまかなうことにより、収支の均衡を図ることが重要です。

解消・削減すべき「赤字」の範囲（第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し 4 赤字の解消・削減（1）赤字の定義①）

市町が解消・削減すべき赤字額は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「決算補填等目的の繰上充用金のうち新規増加分」の合算額とする。

＜決算補填等目的の法定外一般会計繰入＞

- ・ 保険料の負担緩和を図るもの（後期高齢者支援金・介護納付金分を含む。）
- ・ 任意給付に充てるもの
- ・ 累積赤字を補填するもの
- ・ 公債費、借入金利息

保険料（税）率の県内統一について（第3章 国保事業費納付金及び標準保険料率等の算定方法 2）

本県においては、市町ごとで医療費水準や、一般会計繰入の状況等に大きな差があるため、保険料率を統一した場合、保険料水準の低い市町において保険料が急増するおそれがあります。

また、これまで被保険者の協力を得て、医療費の適正化に取り組み、保険料の上昇抑制に努めてきた市町の成果が反映されなくなることから、統一に優先して、医療費適正化の推進や決算補填等を目的とする一般会計繰入の解消等による財政の健全化に取り組むものとします。

目指すべき目標

- ・ 将来的には、**愛媛県内の保険料率の統一**を目指す。

保険料率統一の課題

- ・ 愛媛県では、**市町ごとに医療費水準や、一般会計繰入の状況等に大きな差**がある。
- ・ まずは、**公平・適切な医療費水準・保険料率に近づけていくことが必要**。

保険料率統一に向けた松山市の取組み

①医療費適正化の取組み

(特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上、後発医薬品の利用率向上、重複受診・頻回受診・重複投薬に係る訪問指導の充実、糖尿病性腎症重症化予防対策の推進)

②収納対策の強化

(収納率の向上、口座振替の推進、納付機会の拡大、滞納処分の強化)

③決算補填等を目的とする一般会計繰入の解消

(本市独自に実施している保険料の軽減の特例措置を令和2年度と3年度で段階的に廃止)

④標準保険料率に近づける料率改定

(市町村ごとに、愛媛県が示す「標準保険料率」に近づけていく保険料率の改定)

③決算補填等を目的の
一般会計繰入の解消

④標準保険料率に
近づける料率改定

保険料率
の統一

①医療費適正化の取組み／②収納対策の強化

(単位:百万円)

区分		H28	H29	H30	R元(見込)
歳入	1 国民健康保険料	9,321	9,107	8,913	8,532
	2 県支出金	2,704	2,499	37,433	37,365
	3 その他	50,392	50,793	7,722	8,172
	歳入合計 ①	62,417	62,399	54,068	54,069
歳出	1 保険給付費	37,914	37,187	37,164	37,068
	2 国保事業納付金	0	0	12,568	13,260
	3 その他	23,829	23,230	1,800	1,229
	歳出合計 ②	61,743	60,417	51,532	51,557
A	形式収支(①-②)	674	1,982	2,537	2,511
B	単年度収支(A-前年度A)	634	1,307	555	△ 25
C	法定外繰入金(赤字要素)	815	792	766	739
	決算補填等目的繰入金	329	323	322	308
D	実質単年度収支(B-C)	△ 181	515	△ 211	△ 764
E	削減・解消すべき赤字額	△ 181	0	△ 211	△ 308

赤字削減・解消計画の策定と取組み

- ・法定外繰入を除く実質単年度収支は、平成30年度決算で再び赤字となり、今後の収支悪化により赤字が拡大。
- ・国は、実効的・具体的な赤字削減・解消計画の策定を求め、インセンティブ補助制度に加算と減算の双方向の措置を導入。
- ・このため、「赤字削減・解消計画」を県に提出し、赤字要因である決算補填等目的の繰入解消に取り組む必要がある。

愛媛県国民健康保険運営方針(第2章 4 赤字の解消・削減(2) 赤字の解消・削減に向けて②取組みや目標年次の設定)

赤字市町においては、要因分析を行ったうえで、保険料率の見直しなどの赤字解消・削減の対策を整理し、県に書面にて提出することとします。また、県は、赤字市町と十分に協議を行い、市町ごとの赤字解消又は削減の目標年次及び取組みを定めるととともに、「繰入なしの市町」「繰入減少市町」により多く交付金を交付できるよう、評価メニューの追加を検討するなどして、市町における赤字解消の取組みを支援します。

決算補填等目的の法定外繰入の分類と実施状況

分 類 (平成30年1月29日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)		松山市	県内市町 (松山市を除く)	中核市 (松山市を除く)	
決算補填等目的の繰入	決算補填	保険料収納不足のため		1	
		医療費の増加			
		後期高齢者支援金等			
		高額療養費貸付金			
	政策	保険料(税)の負担緩和を図るため		2	16
		地方単独の保険料の軽減額	●(市独自軽減)		4
		任意給付費に充てるため			
	赤字	累積赤字補填のため			1
		公債費・借入金利息			2

松山市独自の保険料の軽減の特例(市独自軽減)

市独自軽減は、国が定めた低所得世帯に対する7割、5割、2割の保険料軽減措置のうち、**7割と5割の軽減世帯について、松山市独自に1割を上乗せし、8割と6割に軽減率を引き上げるもの。**(具体的な保険料の計算例はP9を参照)

この市独自軽減による**保険料の減額分を一般会計からの繰入で補填**しているため、決算補填を目的とする繰入にあたる。**(平成30年度の繰入額は、約3億2千万円)**

平成12年度の介護保険導入時に国保料の激変緩和のため、暫定的に実施してきた。

軽減の特例

保険料の軽減の状況と対象世帯への影響

保険料の法定軽減と市独自軽減 (政令：国民健康保険法施行令)

軽減判定所得(通常)	政令本則	市独自軽減(1割上乘せ)
33万円以下	7割軽減	本則+1割(8割軽減)
33万円+(人数×28万円)以下	5割軽減	本則+1割(6割軽減)
33万円+(人数×51万円)以下	2割軽減	本則どおり(2割軽減)

市独自軽減による保険料減額の影響

区分	影響額(保険料減額分)
令和元年度	(予算)△321,636千円
平成30年度	△321,636千円
平成29年度	△322,654千円

保険料の軽減の状況 (平成30年度末)

区分	世帯数	被保険者数
8割軽減	28,750 (41.3%)	38,413 (36.1%)
6割軽減	11,600 (16.7%)	21,012 (19.7%)
2割軽減	7,603 (10.9%)	13,716 (12.9%)
軽減対象外	21,606 (31.1%)	33,286 (31.3%)
合計	69,559 (100%)	106,427 (100%)

市特別軽減廃止による対象世帯への影響 (介護分含む)

(8割軽減⇒7割軽減)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
軽減前保険料	72,360	111,240	150,120	189,000
8割軽減後 "	14,470	22,240	30,020	37,800
7割軽減後 "	21,700	33,370	45,030	56,700
増加額(廃止)	7,230	11,130	15,010	18,900

増加率50%

(6割軽減⇒5割軽減)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
軽減前保険料	72,360	111,240	150,120	189,000
6割軽減後 "	28,940	44,490	60,040	75,600
5割軽減後 "	36,180	55,620	75,060	94,500
増加額(廃止)	7,240	11,130	15,020	18,900

増加率25% (応益割)

平成31年度予算編成にあたっての財務大臣・厚生労働大臣の合意事項

「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）を踏まえ、後期高齢者の保険料（均等割）に係る軽減特例（9割軽減及び8.5割軽減）について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施することとし、**2019年10月から当該軽減特例に係る国庫補助を廃止し、当該後期高齢者の保険料を本則の7割軽減とする。**

なお、現行の9割軽減が適用される低所得者に対しては基本的に消費税率の引上げに当たって年金生活者支援給付金が支給されることなどを踏まえ、現行の**8.5割軽減が適用される者に対し、2019年10月から1年間に限り、軽減特例に係る国庫補助の廃止により負担増となる所要額について特例的に補填を行う。**

後期高齢者医療の「保険料軽減特例」の見直し内容

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
現行の9割軽減対象者	9割軽減(2割上乗せ) R元年9月まで		7割軽減(本則)	
現行の8.5割軽減対象者	8.5割軽減(1.5割上乗せ) R2年9月まで		7割軽減(本則)	

※ 9割軽減対象者は、年金生活者支援給付金や介護保険料の軽減強化の対象となる。（年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なる。～5,000円）

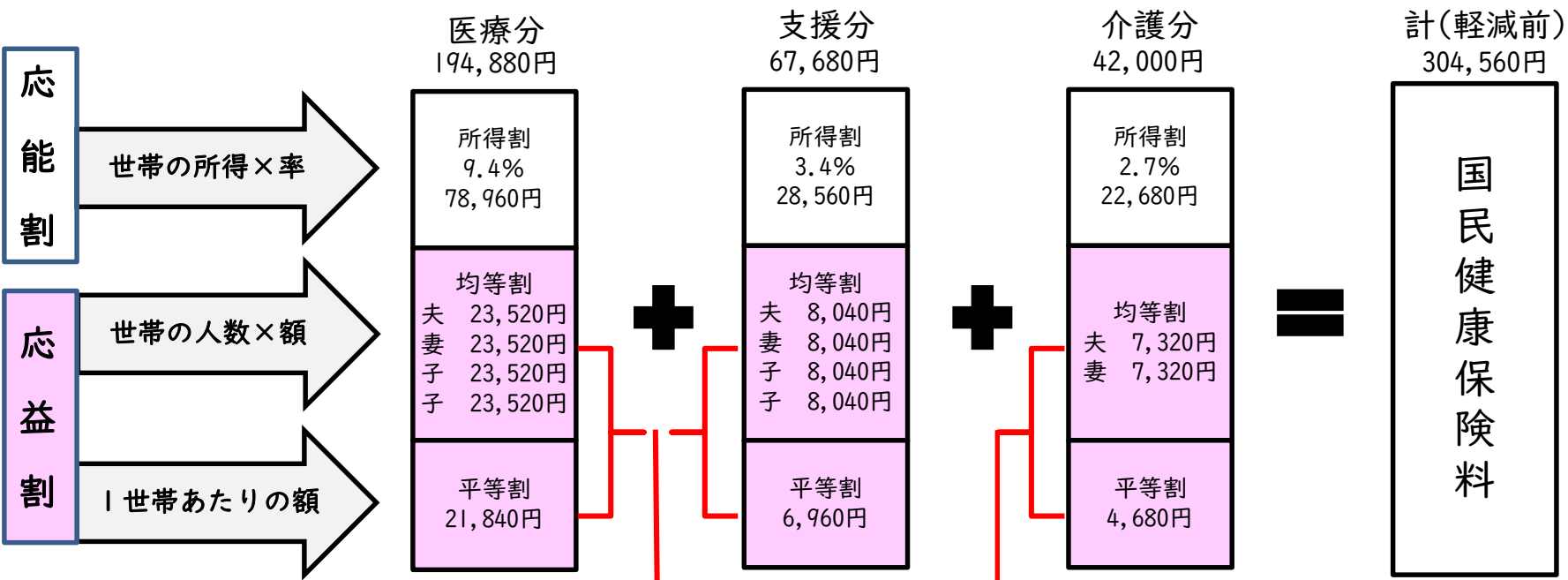
※ 8.5割軽減対象者は、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り8.5軽減を据え置く。

後期高齢者医療制度との軽減率の不均衡

- ・後期高齢者医療では、7割軽減に2割、1.5割を上乗せする軽減措置を段階的に見直し全廃する。
- ・令和3年度には、国保と後期高齢者医療制度で保険料の軽減率が逆転する保険制度間の不均衡が生じる。

- ・ 国保料は、所得による応能割と世帯やその被保険者数による応益割で算定される。
- ・ 国保料の軽減は、応益割に対して適用される。

(例) 40歳以上の夫婦と子供2人の4人世帯で所得が117万円の場合 ※所得の計算は、所得－基礎控除33万円



応益割の軽減措置の計算
 (応益割計) (法定軽減5割) (特例軽減1割) (応益割保険料)
 174,360円 - 87,180円 - 17,436円 = 69,740円

+ (応能割計) 130,200円 = 計(軽減後) 199,940円

軽減の特例

保険料の軽減の特例見直しのモデルケース

- ・軽減の特例を廃止した場合の保険料は、近隣市町の保険料と同等の水準。
- ・2段階にすることで、8割軽減世帯の保険料の増加額は、後期高齢者医療の軽減見直しの水準以下に抑制。

国保の軽減の特例見直しのモデルケース

(単身世帯：65歳以上)

8割軽減世帯		R元年度	R2年度	R3年度	伊予市	19,800円
	保険料	12,070円	15,090円	18,100円	東温市	16,710円
	増加額	—	3,020円	3,010円	松前町	16,380円
	増加率	—	25.0%	19.9%	砥部町	17,580円

※月額保険料では約300円の増加

(2人世帯：65歳以上の夫婦)

	R元年度	R2年度	R3年度	伊予市	29,190円
保険料	18,380円	22,980円	27,570円	東温市	26,460円
増加額	—	4,600円	4,590円	松前町	24,840円
増加率	—	25.0%	20.0%	砥部町	27,360円

※月額保険料では約460円の増加

(3人世帯：40代の夫婦と子ども、所得84万円)

6割軽減世帯		R元年度	R2年度	R3年度	伊予市	140,920円
	保険料	136,170円	143,310円	150,450円	東温市	144,230円
	増加額	—	7,140円	7,140円	松前町	131,290円
	増加率	—	5.2%	5.0%	砥部町	139,680円

※月額保険料では約710円の増加

(4人世帯：40代の夫婦と子ども2人、所得117万円)

	R元年度	R2年度	R3年度	伊予市	198,480円
保険料	199,940円	208,660円	217,380円	東温市	207,670円
増加額	—	8,720円	8,720円	松前町	187,960円
増加率	—	4.4%	4.2%	砥部町	198,220円

※月額保険料では約870円の増加

後期高齢者医療の軽減特例見直しのモデルケース

※後期高齢者医療の保険料は個人単位で賦課

9割軽減		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	保険料	4,630円	9,270円	13,910円	13,910円
	増加額	—	4,640円	4,640円	—
	増加率	—	100.2%	50.1%	—

8.5割軽減		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	保険料	6,950円	6,950円	10,430円	13,910円
	増加額	—	—	3,480円	3,480円
	増加率	—	—	50.1%	33.4%

平成30年度実績 県内市町保険料額の安い順ランキング

1世帯当たり

1人当たり

安い順

順位		1世帯当たり
		保険料額
1	松野町	98,129
2	久万高原町	108,030
3	愛南町	117,039
4	砥部町	118,405
5	新居浜市	120,214
6	鬼北町	127,018
7	松山市	127,285
8	内子町	127,334
9	松前町	128,162
10	西予市	129,635
11	今治市	129,931
12	大洲市	131,425
12	松山市	131,824
13	東温市	132,812
14	上島町	133,392
15	西条市	135,689
16	伊予市	136,007
17	四国中央市	137,082
18	宇和島市	143,927
19	伊方町	154,114
20	八幡浜市	171,720

軽減の特例
廃止後

安い順

順位		1人当たり
		保険料額
1	松野町	64,833
2	久万高原町	71,245
3	愛南町	71,940
4	砥部町	73,983
5	内子町	75,209
6	新居浜市	79,266
7	松前町	79,538
8	今治市	80,557
9	西予市	80,999
10	鬼北町	82,312
11	大洲市	82,593
12	松山市	82,718
13	伊予市	83,525
14	東温市	84,860
15	宇和島市	85,600
15	松山市	85,669
16	西条市	85,816
17	上島町	88,030
18	四国中央市	88,224
19	伊方町	93,974
20	八幡浜市	102,787

軽減の特例
廃止後

平成30年度実績 中核市保険料額の安い順ランキング

1世帯当たり

安い順

順位		1世帯当たり
		保険料額
1	旭川市	114,849
2	那覇市	120,680
3	鹿児島市	121,777
4	青森市	126,997
5	松山市	127,285
6	函館市	127,668
7	尼崎市	129,377
8	姫路市	129,818
9	八戸市	131,479
9	松山市	131,824
10	秋田市	132,778
11	寝屋川市	133,342
12	宮崎市	133,516
13	佐世保市	134,592
14	八王子市	134,637
15	船橋市	134,911
16	川越市	135,444
17	和歌山市	135,553
18	呉市	135,925
19	長崎市	136,225
20	東大阪市	136,537

軽減の特例
廃止後



軽減の特例
廃止後

1人当たり

安い順

順位		1人当たり
		保険料額
1	那覇市	74,583
2	旭川市	76,895
3	鹿児島市	79,000
4	姫路市	80,682
5	松山市	82,718
6	青森市	82,737
7	宮崎市	84,266
8	寝屋川市	84,288
8	松山市	85,669
9	尼崎市	86,024
10	和歌山市	86,255
11	佐世保市	86,375
12	川越市	86,463
13	八戸市	86,574
14	函館市	87,005
15	八王子市	87,493
16	東大阪市	87,762
17	鳥取市	88,204
18	大分市	88,296
19	秋田市	88,563
20	郡山市	88,612



軽減の特例

消費税率引上げに伴う社会保障の充実

待機児童の解消

令和2年度末までに32万人分の受け皿を拡充

幼児教育・保育の無償化

3歳～5歳までの全ての子供の幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化（0歳～2歳児も、所得が低い家庭を対象として無償化）

高等教育の無償化

市民税非課税世帯及び準じる世帯の大学生等
授業料減免
給付型奨学金支給

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短大	17万円	39万円	25万円	62万円
専門	7万円	17万円	16万円	59万円

介護保険料軽減

所得が低い高齢者の保険料の軽減を強化

所得段階	R元年度	R2年度 (予定)	計
第1段階	△5,990円	△5,980円	△11,970円
第2段階	△9,980円	△9,970円	△19,950円
第3段階	△2,000円	△1,990円	△3,990円

※ 市独自に、第2段階は3,990円、第3段階は1,600円を軽減

年金生活者支援給付金

所得が低い年金受給者に対して、**最大年6万円**を給付

納付済期間	月額	年額
480ヶ月	5,000円	60,000円
240ヶ月	2,500円	30,000円
120ヶ月	1,250円	15,000円

（納付期間等により支給額は異なる）

介護職員の処遇改善

介護人材の処遇改善により、介護の受け皿を整備（介護福祉士の資格をもつリーダー級職員に月額最大8万円相当の処遇改善）

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	35万円	80万円	46万円	91万円
短大				
専門				